

矢作川総合第二期地区 環境モニタリング業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画で定められた環境配慮計画(以下「環境配慮計画」という。)を効率的・効果的に実施するために必要なモニタリング調査を行うものである。	
(場 所) 第 1 - 3 条	本業務において対象とする地域は、愛知県豊田市地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(一般事項) 第 1 - 4 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第 1 - 5 条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果物のミス、不備等	

項 目	内 容	備 考																				
(管理技術者) 第 1－6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設－建設環境 環境－全ての選択科目</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>建設環境</td></tr> <tr> <td>環境</td><td>全ての選択科目</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>生態系等の環境に関連する部門</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr> <tr> <td>建設環境</td><td>－</td></tr> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設－建設環境 環境－全ての選択科目	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画	建設	建設環境	環境	全ての選択科目	博士	生態系等の環境に関連する部門		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－	建設環境	－	
資 格	技術部門	選択科目																				
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画 建設－建設環境 環境－全ての選択科目																				
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村環境 農村地域・資源計画																				
	建設	建設環境																				
	環境	全ての選択科目																				
博士	生態系等の環境に関連する部門																					
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－																				
	建設環境	－																				
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																					
(技術者情報の登録) 第 1－8 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																					
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																					
第 2 章 作業条件 (貸与資料) 第 2－1 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td rowspan="2">計画</td><td>国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書（案）</td><td>1 式</td></tr> </table>	分類	貸 与 資 料	数量	計画	国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書	1 式	国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書（案）	1 式													
分類	貸 与 資 料	数量																				
計画	国営矢作川総合第二期 土地改良事業計画書	1 式																				
	国営矢作川総合第二期 変更土地改良事業計画書（案）	1 式																				

項 目	内 容			備 考																
		矢作川総合第二期地区 環境配慮計画（令和7年7月）	1式																	
	業 務 報告書	平成30年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 他業務	1式																	
		令和元年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリン グ検討業務	1式																	
		令和2年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリン グ業務	1式																	
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 生態系モニタリン グ業務	1式																	
		令和4年度 矢作川総合第二期地区 環境配慮計画検証 ほか業務	1式																	
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域生態系モ ニタリングほか業務	1式																	
		令和7年度 矢作川総合第二期地区 環境モニタリング 計画検討業務	1式																	
(貸与資料の取扱い) 第2－2条	貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。																			
第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。 ＜作業項目表＞ <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr><tr><td>1．資料の検討</td><td>1式</td></tr><tr><td>2．現地調査</td><td>1式</td></tr><tr><td>3．作業計画書の作成</td><td>1式</td></tr><tr><td>4．モニタリング調査</td><td>1式</td></tr><tr><td>5．生物の保護移動・移植計画（案）の作成</td><td>1式</td></tr><tr><td>6．点検取りまとめ</td><td>1式</td></tr><tr><td>7．公開用成果品の作成</td><td>1式</td></tr></table>				作 業 項 目	数 量	1．資料の検討	1式	2．現地調査	1式	3．作業計画書の作成	1式	4．モニタリング調査	1式	5．生物の保護移動・移植計画（案）の作成	1式	6．点検取りまとめ	1式	7．公開用成果品の作成	1式
作 業 項 目	数 量																			
1．資料の検討	1式																			
2．現地調査	1式																			
3．作業計画書の作成	1式																			
4．モニタリング調査	1式																			
5．生物の保護移動・移植計画（案）の作成	1式																			
6．点検取りまとめ	1式																			
7．公開用成果品の作成	1式																			
(作業の留意点) 第3－2条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。 (3) 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 (4) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。																			

項 目	内 容	備 考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	(5) 貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (6) 取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (7) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。 (8) 調査手法は過年度までのモニタリング手法に準拠して決定すること。 共通仕様書第 1－10 条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（作業計画書の作成段階） 第 3 回 中間打合せ（生物の保護移動・移植計画（案）の作成段階） 最終回 報告書取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5－1 条	本業務は電子納品対象業務とする。 成果物は共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のもの提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。	
(成果物の提出先) 第 5－2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町 2 2－1 6 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4－1 条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (3) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他。	

項 目	内 容	備 考
(業務スライドの 試行) 第 6 - 2 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。	
第 7 章 技術提案の 履行 (技術提案の履行) 第 7 - 1 条	技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

作 業 項 目 内 訳 表

作業項目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 資料の検討	業務実施のため、貸与資料の内容を整理・把握する。	1 式	
2. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
3. 作業計画書の作成	過年度業務において検討したモニタリング計画や現地調査結果を基に、調査地点における作業計画書を作成する。	1 式	
4. モニタリング調査	対象施設の保全対象生物等について、工事実施前のモニタリング調査を行い、その結果をとりまとめる。調査項目、調査時期、調査対象地点は別紙 2 のとおり。	1 式	
5. 生物の保護移動・移植計画（案）の作成	対象施設での工事影響範囲内に生息する保全対象生物の工事影響範囲外への移動・移植方法や時期、移動・移植先をとりまとめた生物の保護移動・移植計画（案）を作成する。	1 式	
6. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	
7. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	

別紙 2

事前モニタリング調査の調査項目、調査時期、調査対象地点（案）

調査項目	調査時期					調査対象地点
	春季	夏季	秋季	冬季	調査回数	
魚類		●	●		各 2 回	北部地域 ・ 飯野川放水工 ・ 西中山川放水工
底生動物		●	●		各 2 回	
鳥類		●		●	各 2 回	
植物		●	●		各 2 回	
その他 (水生生物)		●	●		各 2 回	

※「その他」には、両生類や爬虫類も含めるものとする。